

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校学寮宿日直規則

〔平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 25 号〕  
最終改正令和 6 年 12 月 4 日

### 鈴鹿工業高等専門学校学寮宿日直規則

#### (趣旨)

第 1 条 本校の宿日直については、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（平成 16 年機構規則第 21 号）その他法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

#### (勤務箇所)

第 2 条 本校の学寮における委託寮監の宿直の箇所は、第 4 寮及び A 寮のそれぞれの寮監室とし、日直の箇所は寮事務室とする。また、教員寮監の宿直の箇所は寮事務室とする。ただし、特別の事情により、校長が必要と認めた場合は、この限りでない。

#### (勤務体制)

第 3 条 委託寮監は、宿直の場合は 2 名、日直の場合は 1 名が前条に定めるところにおいて宿日直に従事するものとする。また、教員寮監は、原則として輪番で前条に定めるところにおいて宿直に従事するものとする。ただし、健康上その他やむを得ない理由により校長が特に認めた者については、この限りでない。

#### (勤務日)

第 4 条 宿直は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号）第 12 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに規定する休業日（以下「休業日」という。）を除く日とする。

2 日直は、休業日を除く次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (4) その他校長が特に指定する日

3 前 2 項は、特別の事情により校長が変更することができる。

#### (勤務時間)

第 5 条 宿日直の時間は、次のとおりとする。

- (1) 委託寮監による宿直は、午後 5 時から翌日の午前 8 時 30 分までとする。また、教員寮監による宿直は午後 5 時から午後 9 時 30 分までとする。
- (2) 日直は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

#### (仮眠時間)

第 6 条 委託寮監による宿直勤務における仮眠時間は、原則として午前 0 時から翌日の午

前6時までとする。

(教員寮監への勤務命令及び割振り)

第7条 教員寮監による宿直の勤務は、校長が命ずる。

2 勤務の割振りは、寮務主事が定め、校長の決裁を得たうえ、実施する月の前月の中旬までに各寮監に通知するものとする。

3 宿日直の回数は、教員一人につき宿直は週1回を限度とする。

(交替)

第8条 宿直を命ぜられた教員は、やむを得ない理由により指定日に宿直ができない場合は、あらかじめ交替者を定めたうえ校長の許可を受けて勤務を交替することができる。

2 宿直者が、宿直中に急病その他特別の理由により勤務に服することができなくなったときは、校長に報告のうえ、他の教員と交替することができる。

(職務の内容)

第9条 学寮における宿日直の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 学寮内の秩序維持に関すること
- (2) 点呼の実施に関すること
- (3) 学寮内の巡回及び施錠開錠に関すること
- (4) 学生の発病等、緊急時の対応に関すること
- (5) 火災等非常災害発生時の処置に関すること
- (6) その他校長が必要に応じ定める職務

第10条 宿日直者は、寮監日誌に所要事項を記入し、寮務主事に提出するものとする。

2 寮監日誌の取扱いにおいては、秘密を保持しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第11条 宿日直者は、宿日直につく前に寮務主事又は前番者から事務を引き継ぐとともに校長が定める記録簿等を受け取り、宿日直が終了したときは、これを寮務主事又は次番者に引き継がなければならない。

(学生寮内の巡視)

第12条 宿日直者は、学生寮内を巡視し、学生寮内の安全保持及び秩序維持に留意しなければならない。

(災害時の対応)

第13条 宿日直者は、宿日直中、学生寮又はその近辺に出火その他の災害が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともにそれぞれ消防署又は警察署に急報し、かつ、直ちに校長及び寮務主事その他関係職員に連絡しなければならない。

(事務)

第14条 宿日直勤務に係る事務は、学生課が所掌するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は校長が定

める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 4 日から施行する。